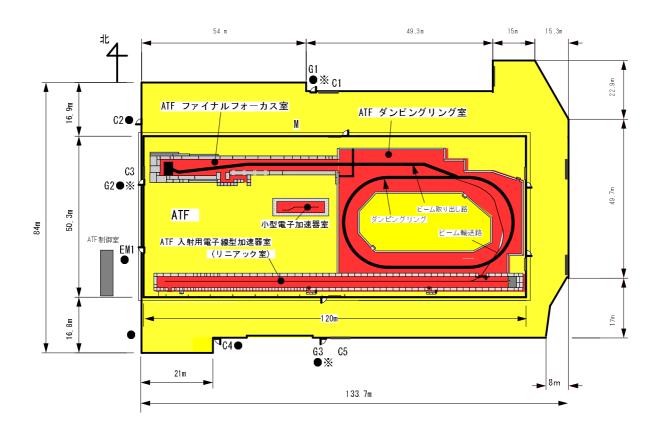
## アセンブリーホールにおける放射線障害防止法施行規則 第22条の3の適用について

2010年7月27日 放射線取扱主任者

放射線障害防止法施行規則第 22 条の 3 に基づき、下記の期間、アセンブリーホール内の一般管理区域を管理区域でないものとみなし、周辺監視区域と同様の出入り管理を行います。

- 1. 期間 2010 年 8 月 2 日 から 2010 年 8 月 20 日
- 2. 場所 アセンブリーホール内の一般管理区域 (下記図面の黄色部分)



## 配布先

機構長、(管理局)施設部長、建築課長、設備課長、安全衛生推進室、(素核研)所長、(加速器)施設長、総主幹、主幹、(共通)放射線管理室員